

保護者各位様

## 苦情相談受け付けます

社会福祉法人 双葉会 双葉保育園

社会福祉法第82条の規定により、双葉保育園では保護者及び地域の皆様からの苦情相談に適切な対応ができるように、下記のように体制が整っております。

皆様から満足いただける保育の質の向上の為、お気づきの点がありましたら、何なりと申し出てくださるようお願い申し上げます。

### 記

#### 1 苦情相談の体制

- |             |                 |        |
|-------------|-----------------|--------|
| (1) 苦情解決責任者 | 明地恭子(園長)        |        |
| (2) 苦情受付担当者 | 菊地愛美(主任保育士)     |        |
| (3) 第三者委員   | 星野モト子 (62-4485) | 宮下421  |
| (双葉会監事)     | 渡辺由美子 (63-0333) | 次郎丸886 |

#### 2 苦情相談のながれ

##### (1) 苦情相談の申し出

苦情受付担当者にお申し出下さい。電話・面談・書面等いつでも受け付けます。  
また、第三者委員へ直接申し出ることもできます。

##### (2) 苦情解決のため 話し合い

苦情解決責任者は、誠意を持って話し合い、解決に努めます。